

長期収載品の選定療養費について

診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

【対象】

後発医薬品が発売されて5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）、または後発医薬品への置換率（※）が50%以上の先発医薬品を希望された場合。

院内処方（入院患者さんを除く）、院外処方対象となります。

※置換率…後発医薬品への切り替え可能な医薬品のうち、実際に使用した後発医薬品の数量に占める割合

【対象とならない場合】

- ・医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品（遺伝子組換え技術や細胞培養技術を用いて製造したタンパク質を有効成分とする医薬品）

【自己負担額】

長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品内での最高価格との価格差の1/4

※選定療養費には消費税（10%）もかかります。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
ご理解、ご協力のほどお願いいたします。